



年金分割

85

厚生労働省年金局のまとめによると、令和元年度の離婚件数が21万3349件であるのに対し、年金分割の件数は2万9391件で、離婚する夫婦の約14%が年金分割しているようです。

厚生年金・旧共済年金（平成27年10月に旧共済年金が、厚生年金に一元化されたので、以下「厚生年金等」といいます）保険料は給料に応じて天引きされます。夫婦間では給料の多い方に厚生年金保険料納付記録（標準報酬月額・標準賞与額）（以下「厚生年金記録」といいます）が偏るので、離婚（婚姻の取消し・事実婚の解消も含みます）（以下「離婚等」といいます）時に限って、当事者間でこれを分け合う制度が年

金分割です。正式には「標準報酬改定請求の手續」といいます。

分割は、厚生年金（報酬比例部分）の額にのみ影響し、基礎年金の額には影響しません。

年金分割には、合意分割と3号分割があります。

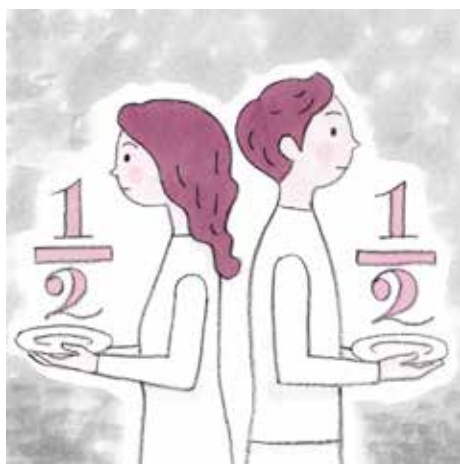
合意分割の対象となるのは、婚姻期間中の厚生年金記録です。

3号分割とは、平成20年4月1日以後の国民年金第3号被保険者期間における他方配偶者の厚生年金記録を2分の1ずつ、当事者間で分割する制度です。

合意分割は、当事者間の分割の割合（按分割合の範囲で）に関する合意が必要となりますが、3号分割は合意が不要です。

按分割合とは、当事者双方の対象期間標準報酬総額の合計額のうち、分割後における分割を受ける側の持分のことです。

合意分割の請求が行われた場合、婚姻期間中に3号分割の対象期間が含まれるときは、合意分割と同時に



3号分割の請求があったものとみなされて、3号分割の対象期間となる期間は3号分割を行い、他の期間は合意分割による分割が行われます。

年金分割がなされると、年金分割を受けた側は将来の年金額が増え、他方は将

来の年金額が減ることになります。離婚等による年金分割の合意分割に向けて、当事者間で話し合う際や年金分割の争いを家庭裁判所での手続で解決を求めるときには、「年金分割のための情報通知書」（以下「情報通知書」といいます）の提出が求められます。

これは、按分割合を定めるために年金分割の可能な範囲（按分割合の範囲）が記載されているからです。

【情報通知書の有効期限】

離婚等の前に請求した情報通知書の有効期限は1年です。離

婚等の前の請求による情報提供された按分割合の範囲は、情報提供を受けた日から離婚等をした日までの1年を超えなければ、そのま

【離婚分割請求の期限】
原則として、離婚等をした日の翌日から起算して2年以内です。

特例として、次の事由に該当した場合、その日の翌日から起算して6か月以内に限り分割請求が認められます。

離婚等から2年を経過するまでに審判の申立てをして、本来の請求期限が経過後、または本来請求期限経過前の6か月以内に審判が確定したとき等。

また、既に離婚等が成立し、分割の按分割合を定めた後に分割手続前に相手方が死亡した場合は、死亡日から起算して1か月以内に限り分割請求が認められます。

最後にご不明な点がある場合には最寄りの年金事務所へお尋ね下さい。

（片寄社会保険労務士事務所 所長、社会保険労務士、ホワイト企業推進社会保険労務士協議会会員）

イラスト・伊藤香澄